

< 2 > 医療と介護の連携の強化

医療や介護を必要とする高齢者については、心身の状態に即した適切なサービスの提供を切れ目なく行う必要があるため、医療と介護の連携を強化する必要があります。

施策の方向

- ◇ 地域における保健・医療・福祉の関係機関や団体等の連携を強化する取組を進めます。
- ◇ 在宅医療施策や訪問看護の充実を図ります。

① 地域における連携強化の取組の推進

○ ケアマネジメント等に関する連携強化の取組

介護保険サービス等のケアマネジメントにあたっては、包括的・継続的なケアを行うため、地域において主治医と介護支援専門員等との連携を強化する必要があることから、県では、介護支援専門員の養成や資質向上のための研修等を通じて連携強化の取組を進めます。

また、地域における医療と介護の連携における課題等の情報交換と検討を行うため、地域包括支援センターや医療・介護関係者、自治体職員等を構成員とする「地域包括ケア会議」を地域別に開催する等、医療と介護の連携を推進します。

【主要事業】

- ・ 介護支援専門員の養成（県）（再掲：本掲は P105）
- ・ 介護支援専門員の資質向上（県）（再掲：本掲は P106）
- ・ 地域ケア多職種協働推進事業（県）（再掲：本掲は P30）

○ 市町村における医療と介護の連携

介護保険制度の改正により、2018(平成 30)年度以降、すべての市町村が、地域支援事業において、在宅医療・介護連携推進事業^(※)（次項参照）を実施する必要があります。

この事業では、地域の医療・介護サービス資源の把握、在宅医療・介護サービスの情報の共有支援、在宅医療・介護関係者の研修等に取り組みます。

県は、県全体及び県保健福祉事務所等の圏域で、「地域包括ケア会議」を開催するとともに、市町村や関係機関との情報交換・好事例の紹介等により、市町村の取組を支援します。特に、医療に係る専門的・技術的な対応が必要な「ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進」「オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援」「ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携」の取組は、医師会等と連携し、重点的に対応します。

在宅医療・介護連携推進事業

事業項目	取組例
ア 地域の医療・介護の資源の把握	・地域の医療機関や介護事業所等の住所、機能等を調査し、リスト化・マップ化して公開
イ 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	・地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討
ウ 切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	・地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進
エ 医療・介護関係者の情報共有の支援	・情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援
オ 在宅医療・介護関係者に関する相談支援	・医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取組を支援
カ 医療・介護関係者の研修	・地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実際を習得 ・介護職を対象とした医療関連の研修会を開催
キ 地域住民への普及啓発	・地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催 ・パンフレット、チラシ、ホームページ等を活用した在宅医療・介護サービスに関する普及啓発
ク 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携	・同一の二次医療圏内にある市町村や隣接する市町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討

【主要事業】

・在宅医療施策推進事業（県・民間）

県全体や地域の在宅医療に係る課題抽出等を行うとともに、県内の在宅医療従事者等の増加やスキルアップを目指し、訪問診療への同行研修や、座学研修を行います。また、医療従事者と介護従事者との連携強化等に対する支援を行います。

訪問診療を行う診療所・病院数の目標値

（単位：箇所）

年度 区分	2015 (平成 27)	2016 (平成 28)	2017 (平成 29)	2018 (平成 30)	2019 (平成 31)	2020
診療所・病院数	1,455	1,528	1,608	1,698	1,782	1,876

注 2015(平成 27)年度は実績、2016(平成 28)、2017(平成 29)年度は実績見込み。
神奈川県保健医療計画の目標値と同様の考え方による。

○ 認知症に関する連携強化の取組

かかりつけ医が、認知症を初期の段階で発見した際に、地域包括支援センターと連携して、進行を遅らせるサービスの利用や家族支援を行うことができるよう、かかりつけ医のアドバイザーとなる認知症サポート医の養成や、かかりつけ医の認知症対応力向上研修に取り組みます。（→詳細は P52 参照）

○ 市町村における認知症初期集中支援チームの設置

介護保険制度の改正により、市町村では、2015(平成 27)年度以降、地域支援事業において、認知症初期集中支援チームを設置するよう定められ、2018(平成 30)年度には、全市町村に設置することとなります。

この事業では、認知症サポート医をはじめとするチーム員が、初期の段階で、医療と介護の連携のもとに、認知症の人やその家族に対して適切な支援を行います。

県は、認知症サポート医の養成や、「地域包括ケア会議」の開催、好事例の紹介、チーム員と連携する認知症地域支援推進員の資質向上のための研修を実施するなど、市町村の取組を支援します。

○ 高齢者の口腔ケアの推進

高齢者の歯及び口腔の健康は、全身の健康の保持増進に寄与するとともに、生活の質の向上にも影響するため、継続的な歯科保健対策が必要です。

また、高齢者のオーラルフレイル（心身の機能の低下につながる口腔機能の虚弱な状態）対策を進めます。

【主要事業】

- ・ 在宅療養者等訪問口腔ケア推進事業（県 ＊保健所設置市域除く）（再掲：本掲は P81）
- ・ 口腔ケアによる健康寿命延伸事業（県）（再掲：本掲は P82）
- ・ 特別養護老人ホーム等における訪問口腔ケアの推進（民間）

特別養護老人ホームや介護予防教室等に巡回診療等を行い、歯科への通院が困難な高齢者等の口腔ケアを推進します。

② 在宅医療体制の充実

在宅医療体制の充実を図るため、在宅医療施策や在宅歯科医療の推進、訪問看護の充実に取り組みます。

○ 在宅医療施策の推進

在宅医療・介護関係者等で構成する「在宅医療推進協議会」を設置し、課題の抽出や好事例の共有を行うとともに、在宅医療従事者の増加を目指し、訪問診療への同行研修や座学研修を行います。

また、在宅医療を担う医師やかかりつけ医等、地域の医師による看取りに関する研修会を開催します。

加えて、退院元の医療機関、退所元の介護老人保健施設等から訪問リハビリテーション事業所、通所リハビリテーション事業所等への連携構築により、途切れ目のない継続的なリハビリテーションの提供を推進します。

【主要事業】

- ・ 在宅医療施策推進事業（県・民間）（再掲：本掲は P33）

○ 在宅歯科医療の推進

在宅歯科医療に関わる地域の拠点として、在宅歯科医療地域連携室を、各地域連携室を取りまとめる拠点として在宅歯科医療中央連携室を設置し、在宅歯科診療を行っていない歯科医療機関の在宅歯科医療への参入や、既に参入している歯科医療機関における在宅歯科医療の充実を促進します。

また、歯科診療所が在宅歯科医療実施のために導入する機器の整備に対して、支援を行います。

【主要事業】

・ 在宅歯科医療連携拠点運営事業（民間）

在宅歯科医療中央連携室を設置し、各種会議の開催、地域連携室の統括に関する業務等を実施します。

在宅歯科医療地域連携室を設置し、相談対応業務、在宅歯科医療に関するコーディネート、広報活動、講習会・研修会の開催、高度な歯科医療機器の貸出等を実施します。

・ 在宅歯科診療所設備整備事業（民間）

在宅歯科医療を実施する歯科医療機関に対して、在宅歯科医療用機器及び在宅医療実施のための機器等の整備に係る経費に対し補助します。

・ 要介護者等歯科診療支援事業（民間）

診療所で治療しなければならない重度の患者の受け皿を構築するため、休日急患歯科診療所を活用して実施する、在宅・施設要介護者等の歯科診療に従事する歯科医師等の人件費に対して補助します。

○ かかりつけ薬剤師・薬局の普及・定着

厚生労働省が策定した「患者のための薬局ビジョン」^(※)に則した取組や、薬剤師が在宅医療に取り組むための教育研修を推進し、かかりつけ薬剤師・薬局^(※)の普及・定着を図ります。

○ 訪問看護の充実

訪問看護の充実のため、質の高い看護人材を育成する研修事業等を実施します。

【主要事業】

・ 訪問看護推進支援事業（県・民間）

今後の在宅医療の進展及び高度・多様化する訪問看護のニーズに対応できる看護職員を育成するため、実態を調査・検討し、研修等を行います。

○ 歯科衛生士・歯科技工士の人材養成・確保

歯科衛生士・歯科技工士の養成校合同でのガイダンス事業等に対する支援や、在宅歯科医療に対応できる歯科技工士を育成するための在宅歯科医療教育の実施に対する支援を行います。

○ 在宅サービスの充実

医療と介護の両方を必要とする人の増加に対応し、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「看護小規模多機能型居宅介護」等の地域密着型の在宅サービスの普及を図ります。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重度者をはじめとした要介護高齢者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携しながら、短時間の定期巡回と随時の対応を行うサービス。

看護小規模多機能型居宅介護

「通い」「訪問」「泊まり」を組み合わせてサービスを提供する小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービス。

医療と介護の一体的な体制整備について

1 総合確保方針等

地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本方針（平成 26 年 9 月告示）、医療計画作成指針（平成 29 年 3 月医政局長通知）及び介護保険事業計画基本指針（平成 30 年 3 月告示）において、県の「神奈川県保健医療計画（県医療計画）」並びに「かながわ高齢者保健福祉計画」及び市町村の介護保険事業計画（市町村計画）を一体的に作成し、これらの計画の整合性を確保することが求められています。

2 協議の場

高齢化の影響による医療・介護需要の増は県・市町村でそれぞれ推計していますが、これに加えて、病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要について、協議の場で調整・協議を行いました。

県医療計画と本計画及び市町村計画の整合性を確保するための協議の場は、高齢者保健福祉圏域単位（≡二次保健医療圏単位）で設置されている「施設整備に係る圏域調整会議」や「地域医療構想調整会議」を活用しました。

○病床の機能分化・連携により生じる追加的な在宅医療・介護保険施設等の需要
(人/日)

患者数	2020 年度		2023 年度	
	在宅医療	介護保険施設	在宅医療	介護保険施設
	1,754.21	529.47	3,433.25	1,038.14

3 神奈川県の医療・介護需要

県と市町村及び「協議の場」の調整結果に基づき、県医療計画における在宅医療の整備目標と市町村計画における介護保険施設等の整備目標をそれぞれ検討し、県医療計画、本計画及び市町村計画に反映しました。

※数値は、2025 年の介護施設・在宅医療等の追加的需要の機械的試算（平成 29 年 8 月 10 日 厚生労働省医政局地域医療計画課長、老健局介護保険計画課長、保険局医療介護連携政策課長通知）を使用。

【介護保険施設等の整備目標】

本計画及び市町村の介護保険事業計画においては、介護保険施設が受け皿になる分である上記 2 を特別養護老人ホーム、介護老人保健施設又は介護医療院^(※)のサービス見込み量として計上しています。